

就労支援事業会計処理基準は、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに準じた改正を行っていることから、ここで示す就労支援事業事業活動計算書（別紙1）、就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）についても、便宜上、新社会福祉法人会計基準を参考とした様式を示しているが、実際には、各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載して頂き差し支えない。

別紙1

就労支援事業事業活動計算書
 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経常経費寄附金収益 その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
	費用			
人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	×××	×××		
サービス活動費用計(2)				
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			
	サービス活動外収益計(4)			
	費用			
支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用				
サービス活動外費用計(5)				
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減差額(7)=(3)+(6)				
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失	×××	×××		
特別費用計(9)				

	特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)				
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			